



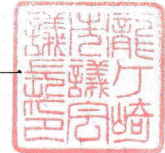
龍 議 第 1 9 号

令和 4 年 3 月 2 3 日

椎谷 哲夫 様

龍ヶ崎市議会

議長 滝沢 健一



龍ヶ崎市議会に対する公開質問状について（回答）

令和 4 年 2 月 2 1 日付けで、提出のありました公開質問状について、下記のとおり回答します。

記

1 （質問）

龍ヶ崎市議会が令和元年 9 月 2 0 日に可決し国会等に提出した「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の中で引用している平成 3 0 年 2 月に内閣府が公表した世論調査のデータ表記について、内閣府 H P の世論調査の「調査表」「集計表」には下記のように書かれています。

- (ア) 婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない 2 9 . 3 %
- (イ) 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわない 4 2 . 5 %
- (ウ) 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについてはかまわない 2 4 . 4 %

龍ヶ崎市議会の意見書には、この世論調査結果について「選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が、反対を大きく上回ったことが明らかになった」とあります。

この「賛成・容認」とは、(イ)に(ウ)を加えた66.9%を意味しているのでしょうか。そうであるとするならば、(ウ)が「賛成・容認」である理由・根拠を具体的に説明してください。

そうではなくて、(イ)だけが「賛成・容認」という趣旨であるとすれば、(ウ)の24.4%については「選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認ではない」と判断されたことになりませんが、そういう解釈でよろしいでしょうか。また、そう判断された理由もお示しくください。

## 2 (回答)

この意見書につきましては、龍ヶ崎市議会に提出され採択された請願「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書」の趣旨に基づき、賛同する議員が提案し可決されたものです。

請願と意見書の審議の過程では、内閣府が公表した世論調査のデータ表記の事項についての議論はありませんでした。

しかしながら、意見書では「30代における賛成・容認の割合は84.4%にのぼっている」と明記していることから、文脈的には(イ)に(ウ)を加えた66.9%を意味しているものと考えます。

そして、(ウ)が「賛成・容認」の理由・根拠については、明確な反対であると理解する(ア)以外の項目ということもあり、個々の議員がそれぞれに解釈し判断したものと考えます。

